

<パワースマート住宅ローン> 商品説明書

(2017年2月27日現在)

1.お申し込みいただける方

次の条件すべてを満たされる個人のお客さまに限り、お申し込みいただけます。

- 当行にパワーフレックス口座を開設していること、または、申込と同時にパワーフレックス口座を開設されること。
- 借入申込時の年齢が20歳以上65歳以下で、かつ、完済時年齢が80歳未満であること。
- 団体信用生命保険への加入資格を有すること。
- 連続した就業2年以上、かつ前年度税込年収が300万円以上の正社員または契約社員であること。
- 自営業の方については業歴2年以上、かつ2年平均300万円以上の所得(経費控除後の金額)を有すること。
- 日本国籍または永住許可を有すること。なお、永住許可を有しない場合は、配偶者が日本国籍または永住許可を有し、かつその配偶者が連帯保証人となること。
- その他当行所定の資格・要件を満たしていること。

2.資金使途

お客さままたはご家族(*1)が居住するための(*2)、

- 戸建・マンション(中古物件を含む)の購入資金
- 戸建住宅の新築資金(ご融資は建物完成時に一括融資となります)
- 他の金融機関で現在借入中の住宅ローンの借換資金(一部分の借換はできません)
- 戸建・マンションの購入時または他の金融機関で現在借入中の住宅ローン借換時のご融資の対象となる物件(対象物件)のリフォーム資金(リフォーム資金のみでの借入はできません)(*3)

のいずれかであり、かつ、対象物件が、以下の条件を満たす場合に限ります。

- 延床面積で50平米以上(マンションの場合は専有面積30平米以上)であるもの。
- 住居専用、もしくは店舗や事務所との併用住宅(住居部分が延床面積の50%以上で、併用部分(店舗・事務所)は、自己使用であるものに限り)であるもの。

ただし、以下に該当する場合はお取り扱いできません。

- 1)建物の敷地が定期借地権、または普通借地権(旧借地法上の借地権含む)である場合
- 2)対象物件が、市街化調整区域(*4)内にある場合(開発許可を得ている場合を除く)
- 3)対象物件が、都市計画区域(*4)外にある場合
- 4)対象物件が、別荘の場合
- 5)対象物件が、建築基準法およびその他の法令の定めと合致していない場合

また、土地のみの購入資金(底地権の買取(借地上の建物の所有者が底地権を買い取るケース)を除く)を資金使途とする場合は、ご利用になれませんのでご注意ください。

(*1)ここでの「ご家族」とは、お客さまの配偶者、配偶者以外でお客さまの健康保険に扶養家族として登録されている方、およびお客さままたは配偶者のご両親に限ります。

(*2)賃貸中の物件についてはお取り扱いできません。

(*3)リフォーム資金のお借入の詳細は、「お客様ご説明資料(パワースマート住宅ローン補足商品説明書)」にてご確認ください。

(*4)対象物件が、市街化調整区域内、都市計画区域外にあるかどうかは、対象物件を販売する不動産会社または対象地の市区町村の担当課にご確認ください。

3.借入金額

500万円以上1億円以下(10万円単位)とします(*1)(*2)。ただし、当行所定の不動産評価会社による担保評価額の100%以内とします。また、お客さまのご返済計画に無理が生じないよう、お客さまの年収および負債状況に応じて借入金額に制限が設けられます。

(*1)リフォーム資金をお借入の場合は、住宅購入(又は住宅ローン借換)分の借入金額は500万円以上(10万円単位)、リフォーム資金分の借入金額は30万円以上(10万円単位)とし、合計1億円以下とします。

(*2)ミックス・ローンサービスをご利用の場合は、1回の借入の合計額が3,000万円以上で、かつ、各ローンの借入金額がそれぞれ500万円以上(10万円単位)とします。

4.借入期間

5年以上35年以内(1年単位)とし、お客さまにご選択いただけます。ただし、「長期固定金利タイプ」の場合は21年以上35年以内(1年単位)となります。また、いずれの場合も完済時におけるお客さまの年齢が80歳未満となるようにご設定いただく必要があります。

5.借入利率

具体的な金利水準は、新生銀行ウェブサイト(www.shinseibank.com)、新生パワーコール(住宅ローン専用)などにてご確認ください。

当行の「当初借入金利」および「住宅ローン基準金利」は、指標とする市場金利があるものではなく、特定の市場金利には必ずしも連動しておりません。原則として毎月見直しを行い、ローンの貸出資金を当行が調達するために必要な資金コスト、当商品の審査・販売に必要な営業コスト、収益および金融情勢等を勘案し、当行独自の判断で決定しております。したがって、市場金利の変動がなくとも、適用利率が上昇し、返済額が増加するリスクがありますので、ご注意ください。ただし、金利動向によっては月中に見直す場合があります。

6.金利タイプの内容

ご契約時に次の3つの金利タイプから、ご選択いただけます。ただし、リフォーム資金のお借入には「長期固定金利タイプ」をお選びいただけません。

また、選択可能な金利タイプの中から、自由に2つの金利タイプをご選択いただけるミックス・ローンサービスがございます。ミックス・ローンサービスの詳細は、「お客様ご説明資料(パワースマート住宅ローン補足商品説明書)」にてご確認ください。

「変動金利(半年型)タイプ」

- 当初利率は、ご契約日時点の変動金利(半年型)タイプの「当初借入金利」が適用されます。
- 借入期間中は、年2回、毎年5月1日・11月1日を「基準日」として適用利率の見直しを行い、新利率は基準日翌月の6月・12月の約定返済日翌日から適用されます(ただし、半年毎増額返済(ボーナス返済)月を7月と1月にご設定いただく方は、基準日翌々月の7月・1月の約定返済日翌日から適用されます)。
- 初回利率変更日以降の適用利率は、基準日の変動金利(半年型)タイプ「住宅ローン基準金利」を基準として、お客さまの借入条件および住宅ローン残高等によって異なる当行所定の金利が適用されます。
- お客さまのお申し出により、利率変更時に固定金利(固定金利適用期間1年・3年・5年・7年・10年・15年・20年のうちいずれか(ただし、金利情勢等により、一部期間のお取り扱いを中止する場合もございます))をご選択いただけます。この場合の適用利率は、固定金利適用期間に応じた、基準日の当初固定金利タイプ「住宅ローン基準金利」を基準として、お客さまの借入条件および住宅ローン残高等によって異なる当行所定の金利が適用されます。この利率は、当該期間にわたって適用され、当該期間中に利率の変更はありません。また、当該期間中に別の固定金利や変動金利に変更することはできません。

「当初固定金利タイプ」

- 1年・3年・5年・7年・10年・15年・20年のうちいずれかの当初固定金利適用期間をご選択いただけます。
- 当初固定金利適用期間中は、ご契約日時点の「当初借入金利」が適用され、金利の変動はありません。
- 当初固定金利適用期間終了後は、自動的に変動金利(半年型)タイプが適用され、年2回、毎年5月1日・11月1日を「基準日」として適用利率の見直しを行い、新利率は基準日翌月の6月・12月の約定返済日翌日から適用されます(ただし、半年毎増額返済(ボーナス返済)月を7月と1月にご設定いただく方は、基準日翌々月の7月・1月の約定返済日翌日から適用されます)。
- 当初固定金利適用期間終了後の適用利率は、基準日の変動金利(半年型)タイプ「住宅ローン基準金利」を基準として、お客さまの借入条件および住宅ローン残高等によって異なる当行所定の金利が適用されます。
- お客さまのお申し出により、利率変更時に固定金利(固定金利適用期間1年・3年・5年・7年・10年・15年・20年のうちいずれか(ただし、金利情勢等により、一部期間のお取り扱いを中止する場合もございます))をご選択いただけます。この場合の適用利率は、固定金利適用期間に応じた、基準日の当初固定金利タイプ「住宅ローン基準金利」を基準として、お客さまの借入条件および住宅ローン残高等によって異なる当行所定の金利が適用されます。この利率は、当該期間にわたって適用され、当該期間中に利率の変更はありません。また、当該期間中に別の固定金利や変動金利に変更することはできません。

「長期固定金利タイプ」

- ご契約日時点の借入金利が、ローンの最終期限まで適用されます。
- 借入期間中は、金利の変動はありません。また、他の金利タイプへの変更はできません。

7.返済方法

元利均等返済により、毎月26日(銀行休業日の場合は翌営業日)に当行ご返済用預金口座より自動引落させていただきます。なお、借入金額の40%に相当する金額を上限として、半年毎増額返済(ボーナス返済)によりご返済いただくことも可能です。ただし、リフォーム資金のお借入の場合には、半年毎増額返済(ボーナス返済)を設定することができません。

また、お客さまのご都合にあわせて、インターネットバンキング(新生パワーダイレクト)を利用して繰上返済いただくこと(金額指定繰上返済サービス)や、指定金額を超えた金額を自動的に繰上返済にあてること(自動繰上返済サービス(スマート返済))も無料で行うことができます。ただし、リフォーム資金のお借入には、スマート返済はご利用になれず、金額指定繰上返済サービスのみご利用いただけます。繰上返済は借入元本に充当され、借入期間が短縮されますが、月々のご返済額は変わりません(「期間短縮型」のみ)。

8.担保

- 対象物件に、新生銀行が第一順位となる担保権設定および設定登記を行います。
- 担保の設定、変更および抹消登記など融資にかかわる登記手続は、当行指定司法書士をお使いいただき、その費用はお客様の負担となります。

9.連帯保証人

原則として不要ですが、お客様の収入や担保の状況等によって必要な場合があります。また、永住許可を有しないお客様については、お客様の配偶者が日本国籍または永住許可を有することを要し、かつその配偶者に連帯保証人になっていただきます。

10.保証料

不要です。

11.手数料等

- 事務取扱手数料として、54,000円(消費税込み)をお支払いいただきます。
- 利率変更日を適用開始日として固定金利をご選択いただく場合には、その都度、手数料5,400円(消費税込み)がかかります。

12.団体信用生命保険

- 当行が指定する団体信用生命保険に加入していただきます。なお、団体信用生命保険の保険料は当行が負担します。
- 団体信用生命保険の加入申込には保険会社所定の審査があり、ご加入いただけない場合がございます。

13.生活貸越サービス(通称「パワーポケットサービス」)

- ご契約時に、ご希望により、繰上返済された金額の累計額を上限として、当行から貸越金を借り入れるサービスを付加することができます(ただし、「長期固定金利タイプ」には付加することができません)。
- 生活貸越サービスを付加する場合、対象物件に根抵当権を設定していただきます。
- リフォーム資金のお借入については、生活貸越サービスをご利用になれません。サービスの詳細は、「お客様ご説明資料(パワースマート住宅ローン補足商品説明書)」にてご確認ください。

14.当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017-109 または 03-5252-3772 受付時間 月～金曜日9:00～17:00(祝日および銀行の休業日を除く)

15.ご注意事項

- お客様が選択される金利タイプによる具体的な返済額の試算については、新生パワーコール(住宅ローン専用)にお問い合わせください。
- 借入に際しては当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 「当初固定金利タイプ」および「長期固定金利タイプ」については、金利情勢等により、やむを得ず、当該金利タイプ自体または一部期間にかかる当該金利タイプのお取り扱いを中止する場合がございます。
- 借入から完済までの間、ご融資の対象となる建物につき当行が適当と認める火災保険に継続して加入していただきます。
- 各手数料は2017年2月27日現在のものです。将来、見直され変更になる場合もありますので、ご了承ください。
- 詳細は、新生銀行ウェブサイト(www.shinseibank.com)および「お客様ご説明資料(パワースマート住宅ローン補足商品説明書)」にてご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、新生パワーコール(住宅ローン専用)【TEL 0120-456-515<9時～19時/平日・土日・祝日も受け付けております(年末年始の休業日を除く)>】までご照会ください。

